

令和8年5月29日

公 告

陸上自衛隊出雲駐屯地
業務隊長（実行委員長） 堀 裕 次
（公印省略）

陸上自衛隊出雲駐屯地において実施されるオープンキャンプ（駐屯地創立73周年記念行事）において野外交店を設置し経営を行う者について下記のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び上記第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 募集業種

- (1) 食品、飲料の販売（酒類の販売可）
都道府県知事等の発行した営業許可書が必要（許可不要の商品を除く。）
- (2) 物品販売
（オープンキャンプにふさわしくない物品は除く。）

3 設置日及び設置要領

- (1) 設置日
令和8年10月11日（日）（予備日なし。）
- (2) 設置要領
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置

4 設置場所

島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地内（細部は業者決定後別示）

5 募集要領等の配布

- (1) 期間
令和8年5月29日（金）09時00分から令和8年6月9日（火）
16時00分までの間（ただし、土、日を除く。）
- (2) 配布（下記のアまたはイのいずれかで入手してください。）
ア 第8項の問い合わせ先にて受領
イ 中部方面会計隊（入札公告）ホームページからダウンロード
ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

6 現地説明会

現地説明を希望される業者の方は第5項第1号の期間中に、現地説明を希望する日の前日までに第8項の問い合わせ先までご連絡ください。

7 その他

細部事項は募集要領及び仕様書による。

8 問い合わせ先

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地業務隊厚生科（厚生センター内）
電話 0853-21-1045 内線325又は350
担当：高島（たかしま）又は伊東（いとう）
メールアドレス sup-izumogsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

募 集 要 領

出雲駐屯地業務隊厚生科

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊出雲駐屯地において実施されるオープンキャンプに野販売店の設置及び経営を行う者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び上記第2号から第5号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 募集業種

公告のとおり。

4 応募の手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、以下の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 申請書（別紙第1） 1部
- (イ) 企画提案書（別紙第2） 1部

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
- b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

- c ゴミ・廃棄物の処分方法
 - d 衛生管理方法
 - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - f オープンキャンプにおける営業方針
 - g 会社概要
 - h その他のアピールポイント等
 - i 設置面積要望表（別紙第4）
- (ウ) 企画提案書附属書類 1部
販売予定商品のカタログ又は写真等の資料等があれば添付する。
- (エ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
- a 業務確約書（別紙第5）
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本）の写し
 - c 財務諸表（収支状況がわかる直近のもの）の写し
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書の写し
 - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - f 印鑑証明書の写し
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
 - h 誓約書（別紙第6）
 - i 役員名簿（別紙第7）
- 注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格結果通知書」の写しをもって、b、c及びdに定める書類に代えることができる。
- イ 提出先
〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地 業務隊厚生科「野外壳店担当者」宛
電話 0853-21-1045 内線325又は350
- ウ 提出期限
令和8年6月19日（金）必着（郵送可）
- (2) 応募者の失格
次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
 - ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
 - オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

5 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、出雲駐屯地業務隊長（実行委員長）が決定する。

6 決定日等（予定）

(1) 決定日

令和8年6月26日（金）予定（日程は前後する場合がある。）

(2) 通知

採用の結果は、決定日以降に書面をもって通知し不採用の結果は通知しない。

7 決定後の提出書類

野外売店の設置及び経営者として決定された者は、以下に定める必要書類を提出すること

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書及び附属書類（別示）

(2) 提出先

申請書の提出先に同じ。

(3) 提出期限

別示する。

8 出店場所

店舗の細部位置については別途通知する。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
出雲駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 ㊟

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

オープンキャンプにおいて、下記の野外出店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

食品、飲料売店

物品販売店

(出店を希望する売店にチェックしてください。どちらか1つだけ。)

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会 社 名 :

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
c	ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
d	衛生管理方法（関係業種のみ。）（200字以内）
e	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

f オープンキャンプにおける営業方針（200字以内）

g 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

h その他のアピールポイント（200字以内）

i 設置面積要望表（別紙第4）

設置面積要望表

設置場所	出店形式 ※1	設置面積 ※2
駐屯地内（屋外）	1 キッチンカー	横： m c m
	2 テント（露店）	縦： m c m

※1 出店形式に該当する番号を○で囲む。どちらか1つだけ。

2 設置面積は横6m、縦3m以内とし50cm単位で記入

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
出雲駐屯地業務隊長 殿

「オープンキャンプにおける野外交店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 ⑩

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付物件又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第1の3により変更後の役員等名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

出雲駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

称号又は名称

代表者の氏名

⑩

役員名簿

令和 年 月 日

商号・氏名				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所

野外売店に関する仕様書

出雲駐屯地業務隊厚生科

仕 様 書

1 業務内容

陸上自衛隊出雲駐屯地において実施されるオープンキャンプ（駐屯地創立73周年記念行事）における野外交店の設置及び経営

2 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊出雲駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、出雲駐屯地を所管する中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が国有財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可が取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を現状に回復し返還すること。

4 丙の資格

丙は以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 国有財産使用料

丙は、乙に売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料単価：日額 22円/m²（税込み）※

※上記金額は、令和7年度の使用料実績であり、変動する場合がある。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

6 電気・ガス・水道等の使用

駐屯地の電気、ガス、水道及び下水の使用は不可とし丙が準備する。

7 営業日及び営業時間

- (1) 営業日
令和8年10月11日（日）
- (2) 営業時間
午前9時～午後2時45分まで（食品、飲料売店は、午後2時30分にオーダーストップ厳守）
- (3) 準備及び撤収
野外交店の設置は当日午前7時30分からとし、撤収は午後3時20分までに完了し、駐屯地を出門するものとする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外交店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀、衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊長が指定する者）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等を持って甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 売店の設置、移設及び撤去に係る費用は丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に従うものとする。
- (5) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、保健所等への必要な手続きを行い、営業許可を取得した後、販売すること。
- (6) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (8) 丙は、売上金額を営業日から5日以内に担当職員に報告すること。
様式は任意、メールでの提出可
メールアドレス sup-izumogsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 甲が上記(1)～(8)において、その実施に不備又は不履行を認めた場合は、丙に対して当日の出店又は当日以外の全部（出雲駐屯地の行事等）について出店を認めない場合がある。なお、納入済みの国有財産使用料の払い戻しはないので承知の上応募されたい。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 その他

参考：平成7年度の来場者数約2,400名